

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	岩倉 洸
論文題目	ポスト・ソビエト時代の国家介入的政教関係 ー現代アゼルバイジャンにおけるイスラーム管理の諸相ー		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、アゼルバイジャン共和国 (以下アゼルバイジャン) における政教関係を、その主たる宗教であるイスラーム (国民の約6割がシーア派、約3割がスンナ派) に対する国家的管理に着目して考察するものである。アゼルバイジャンは1991年のソ連解体と独立までソ連邦を構成する民族共和国の一つであり、ソ連末期のペレストロイカによって信教の自由が宣言されるまで、イスラームは科学的無神論を是とするイデオロギーのもとで厳格に統制されていた。そのイデオロギーが消失した後、権威主義体制下でイスラームはやはり強力な国家的管理のもとに置かれ、現在に至る。</p> <p>本論文は、アゼルバイジャン地域研究への貢献としてイスラーム管理の実態を多角的に解明し、アゼルバイジャンの政教関係研究の新機軸を提示すること、さらに近年より広くアジアを対象として活性化している国家介入型の政教関係をめぐる学術的議論に旧ソ連のイスラーム地域としてのアゼルバイジャンの事例をもって新知見をもたらすことを目的とし、3つの具体的な問い、(1)アゼルバイジャンの国家的イスラーム管理は政教関係研究の系譜ではどのように位置づけられるか、(2)国家的イスラーム管理の背景、それを支える理念・制度・組織はどのようなものか、(3)世俗国家アゼルバイジャンにおいてイスラームはどのような役割を課されているのか、を設定した。</p> <p>序章では、本論文の目的、意義、問い、研究手法などを提示し、先行研究のレビューを行った。</p> <p>第1章「地域としてのアゼルバイジャン」では、アゼルバイジャンの歴史・政治・経済・宗教的側面を概観し、トルコ、イラン、ロシア3方面との歴史的相互関係が現代の政治体制や宗教をめぐる状況に系譜として現れていることを主張した。</p> <p>第2章「現代における政教関係の視点と系譜」では、政教関係に関連する理論的枠組みの整理と考察を行い、旧ソ連圏研究で用いられてきた「公共宗教論」や「公式／非公式 (並行) イスラーム論」に加え、国家による宗教管理モデルとして「公定宗教論」の有効性を指摘し、政教関係を複数の位相でとらえる必要性を主張した。</p> <p>第3章「ポスト・ソビエト時代におけるアゼルバイジャンのイスラーム」では、国家から見たイスラームの位置づけを歴史的に検証し、独立後のイスラーム主義への警戒に由来する、社会秩序の維持と関連づけたイスラーム管理の実現について論じた。</p> <p>第4章「アゼルバイジャンにおける宗教管理制度と組織」では、国家的イスラーム管理を担う制度と組織の枠組みを提示し、ハード面を担う政府組織とソフト面を担うカフカース・ムスリム宗務局という二元的管理が機能してきたことを明らかにした。</p>			

第5章「国家による宗教管理の正当化とアゼルバイジャン・モデルのイスラーム管理」では、「古来、宗教・宗派共存が維持されてきた『寛容の土地』アゼルバイジャン」という理念が国家的宗教管理を正当化しており、そのもとで少数派であるスンナ派に対する優遇政策が顕著であることを示した。

第6章「二元的なイスラーム管理から一元的なイスラーム管理へ」では、国内外の情勢変化とそれに対するムスリム宗務局の無策のゆえに、2010年代以降、二元的管理体制から政府組織への一元化という変容が起きていることを明らかにした。

第7章「『正しいイスラーム』と宗教教育・宗教的啓蒙」では、国家の推奨する「正しいイスラーム」につき宗教教育・啓蒙の側面から検討した。寛容を重視する「多文化主義」を導入しつつ、イスラームが個人のアイデンティティ形成と社会秩序維持に資する国民的な道徳的価値の源泉の一つと位置づけられていることを示した。

第8章「アゼルバイジャンにおける国家とイスラーム」では、検討してきた実態にそくして政教関係を論じる新機軸として、公式イスラームに「公許」「公認」「公定」の3つの位相を設定することを提起した。それに従えば、現状はソビエト型「公認イスラーム」からトルコ型「公定イスラーム」への移行過程にあることを主張した。

以上の議論を経て、現代アゼルバイジャンでは、(1)イランや西洋に批判的視線を向けつつ多文化主義を標榜し、ソビエト的政教関係からトルコの政教関係へと移行している、(2)宗教・宗派が共存する「寛容の土地」という理念が国家的イスラーム管理を正当化しており、政府組織とカフカース・ムスリム宗務局による二元的管理が実現されてきたが、2010年代以降それは政府組織である宗教団体担当国家委員会に一元化されつつある、(3)「正しいイスラーム」の設定によりアイデンティティ形成と社会秩序の維持に資する国民的な道徳的価値の源泉と位置づけられている、と結論した。

(論文審査の結果の要旨)

アゼルバイジャンは、言語文化においてはトルコの、宗教文化においてはイラン的要素を色濃くもち、ロシア・ソ連統治のもとで近代化を経験し、独立後は新興産油国として経済的繁栄を享受する一方で、民主主義を標榜しながら合法的に大統領の座が世襲されるような権威主義体制のもとにある国家である。本論文はこのアゼルバイジャンについて、民主主義と世俗主義を掲げる国家がなぜ宗教に介入しうるのか、それはどのように具現化されているのかを詳細かつ多角的に明らかにし、国家介入的な政教関係に対して有用な新しい分析枠組みを提起した。

第1章は、トルコ、イラン、ロシアとの歴史的関係、加えて隣国アルメニアとのナゴルノ・カラバフ紛争にまつわる対立など、現代国家としてのみならず「地域」としての歴史的アゼルバイジャンの理解に不可欠な複雑な関係性を余す所なく描いている。

第2章では、ソ連的管理を継承した政教関係が「公式／非公式イスラーム」の二分法で分析されがちなのに対し、国家主導で宗教の役割を積極的に定めることの今日的文脈に着目し、タイの先行研究から公定宗教論を導入したことが極めて重要な着眼である。

第3章では、ソ連末期からの宗教復興、民族対立の顕在化、独立後の混乱から権威主義体制の確立へという流れの中で、国民統合と安全保障の観点から世俗主義の堅持、イスラーム主義の予防、「正しいイスラーム」の策定が明確になったことが読み取れる。

第4章では、国家的イスラーム管理を担う組織として、イスラーム学者から成る「カフカース・ムスリム宗務局」と政府組織「宗教団体担当国家委員会」につき詳述しているが、従来ほとんど議論の視野に入っていなかった後者に、公式イスラームは一枚岩ではないとの認識に基づき着目した点は特筆すべきであり、本論文の基底の一部である。

第5章では、国家的イスラーム管理の実態が多角的に検証されるが、少数派であるスンナ派に対するアファーマティヴ・アクションが定着しているとの指摘はイスラーム地域研究全般にとって興味深い。またこうした管理を支える「寛容の土地」というイデオロギー的言説が効力を有しうるのは権威主義の特徴とも結びついた現象と理解できる。

第6章では、アゼルバイジャンの政教関係を動的に捉える上で極めて重要な近年の変化を扱っている。従来のイスラームの二元的管理から政府組織に権限を集中させる一元的管理への移行は、国家がより直接的かつ巧妙にイスラームを取り込みつつあることを示唆している。

第7章では、「正しいイスラーム」のありようを宗教教育・啓蒙の側面から多角的に描出し、宗教教育、世俗教育、NGOの活動などの貴重な最新情報が詳細に紹介され、イスラームの一元的管理への移行の具体像が提示された。

第8章では、ここまでの議論の総括として、明らかになった実態をふまえ、アゼルバイジャンの政教関係を理解するために、公式イスラームに「公許」「公認」「公定」の

3位相を設定することを提起した。現状としては「公定」の部分が拡大しており、ソビエト型からトルコ型の宗教管理への移行と理解できるとの認識を示した。この新しい分析枠組みの提示と分析とに高いオリジナリティを認めることができる。

本論文の学術的意義は、次の4点である。

第一に、アゼルバイジャンの政教関係をアゼルバイジャン語、ロシア語、トルコ語、英語など多言語による多様な資料・文献と現地調査によって、その背景も含めて類例のないほど詳細に明らかにしたことである。そこでは権威主義、ナショナリズム、世俗主義等の問題も包摂されており、現代アゼルバイジャン研究に対する大きな貢献である。

第二に、旧ソ連イスラーム地域の多くにおいて、当該国にとっての「正しいイスラーム」の設定、「寛容」や「中庸」の重視などはイスラーム過激主義に対抗するための言説として広く用いられる傾向があるが、それを具体的に考察し、政教関係のダイナミズムにも着目して近年の重要な変化を指摘したことにより、旧ソ連圏の「ナショナルなイスラーム」の比較研究への展望を開くものである。

第三に、シーア派が多数を占めるが、少数派であるスンナ派に対するアファーマティヴ・アクションが上からの宗派共存維持を支えているというアゼルバイジャンの特徴を明確に描出したことは、イスラーム地域研究に寄与するだけでなく、平和研究、生存基盤研究などにも示唆を与えるだろう。

第四に、近年、近代化の見直しと宗教の復権という文脈でアジア諸国等を対象として国家介入的な政教関係についての議論が活性化しているが、本論文はその文脈では旧ソ連イスラーム地域の事例として先駆をなすものである。

以上により、本論文はきわめて優れた研究成果と評価され、地域研究に大きな貢献をなしている。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また2021年2月10日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規定第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。